

令和6年9月26日
国立大学法人岡山大学

公的研究費の不正受給に係る調査結果について

1. 調査に至った経緯等

令和5年12月11日、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）から、令和5年3月31日付けで本学が研究活動上の不正行為として認定した、神谷厚範元岡山大学学術研究院医歯薬学域教授（令和5年4月14日付懲戒解雇処分。）

（以下「元教授」という。）のNature Neuroscience誌に発表した論文（以下「不正論文」という。）と、元教授がAMEDに申請し採択された「令和2年度次世代がん医療創生研究事業」の研究開発提案書には関連があり、当該研究費の不正受給にあたるとの疑義があるため、本学への調査を依頼する文書が岡山大学長あて送付された。

依頼を踏まえ、「国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（平成27年岡大規程第20号）」（以下「規程」という。）第8条第1項に基づき、予備調査委員会を設置し調査した結果、令和6年1月4日に本調査の実施を決定し、令和6年1月24日に研究活動調査委員会を設置し、調査を開始した。

2. 調査体制

区分	氏名	所属等
委員長	遊佐 徹	岡山大学副理事（研究公正・総合知担当）
委員	袖山 禎之	岡山大学理事（財務・施設担当）・事務総長・教育研究評議会評議員
委員	渡部 昌実	岡山大学病院教授
委員	大友 孝信	川崎医科大学医学部 教授（外部有識者）
委員	谷 憲三朗	九州大学名誉教授（外部有識者）
委員	樋之津 史郎	札幌医科大学医学部教授（外部有識者）
委員	荒木 裕之	荒木法律事務所弁護士（外部有識者）

3. 調査内容

- ・調査期間
令和6年3月5日（火）～令和6年8月9日（金）
- ・調査対象
調査対象者：元教授1名
調査対象経費：令和2年度～令和3年度 AMED 次世代がん医療創生研究事業
- ・調査方法・手順
研究開発提案書の精査、調査対象者から提出された書面に係る調査の実施等

4. 調査結果

元教授が「令和2年度次世代がん医療創生研究事業」申請時に提出された研究開発提案書は、不正論文の研究成果を基に作成されたものであること、及びNature Neuroscience誌の当該分野における影響度の大きさや、研究計画提案書における不正論文に係る記載の頻度や態様などから考えれば、不正論文が審査側に影響を与えた可能性は極めて高いと推測されることを認定し、総合的に判断した結果、本事案は研究費の不正受給に該当するものと結論付けた。

<不正に受給された競争的研究費等の額>

21,450千円（直接経費：16,500千円、間接経費：4,950千円）

5. 再発防止策

本学では、従前より教職員、学生に対する研究倫理教育及び公的研究費等の不正使用防止に係るコンプライアンス教育（以下「コンプライアンス教育」という。）に力を入れ、研究公正の貫徹に取り組んでいるところであるが、令和5年度のコンプライアンス教育から見直しを行い、再受講の頻度を数年に一度から毎年一度に変更し、構成員全員に毎年最新の内容を受講させることとした。また、このたびの事案を重く受け止め、コンプライアンス教育において、研究費の採択に影響を与えた研究成果等に研究不正が認定された場合には、当該研究費を受給することが、偽りその他不正の手段により競争的研究費等を受給するものとして不正受給に該当する旨を周知・徹底することとした。